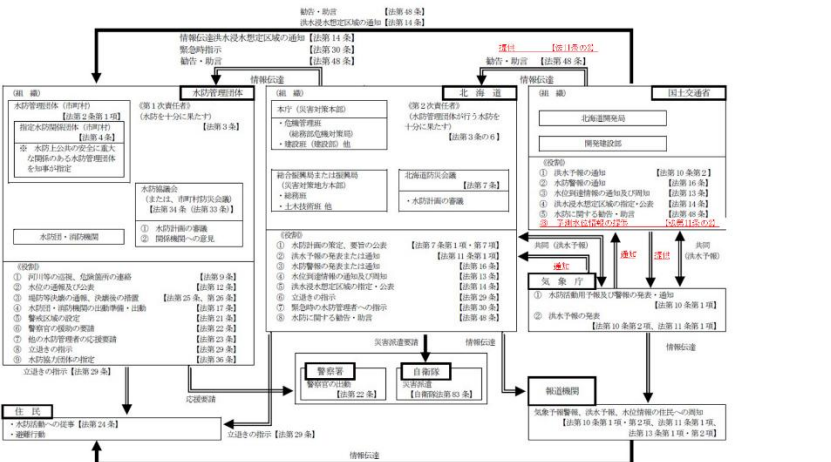
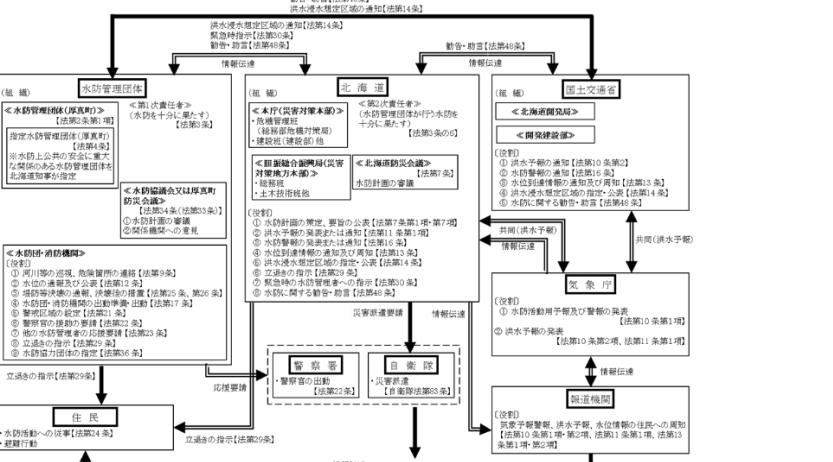


厚真町地域防災計画 別冊1 厚真町水防計画 令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
5	第1章 第3節 第2項 (4) 国土交通省(北海道開発局)の責任 ～略～ <u>シ 道及び気象庁への洪水予報河川の予測水位情報の提供(法第11条の2)</u>	第1章 第3節 第2項 (4) 国土交通省(北海道開発局)の責任 ～略～ 未記載	法規改正
7	水防法に定める各機関の役割(参考図) 	水防法に定める関係機関の役割(参考図) 	法規改正

厚真町地域防災計画 別冊1 厚真町水防計画 令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考																														
11	第4章 第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等	第4章 第1節 防活動に用いられる予報及び警報等の種類等	文言修正																														
	<table><tr><th>区 分</th><th>種 類</th><th>発表機関</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>気象等予報警報 法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項</td><td>大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報</td><td>気象官署</td><td>一般向け注意報及び警報の 発表をもって代える (第4章第2項「気象庁が 行う予報及び警報」参照)</td></tr><tr><td>洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項</td><td>洪水注意報・洪水警 報・情報</td><td>北海道開発 局 北海道 気象官署 共同</td><td>指定河川について、水位又 は流量を示して行う予報 (第4章第3項「洪水予報 河川における洪水予報」参 照)</td></tr><tr><td>水防警報 (法第16条)</td><td>待機・準備・出動・指 示・解除</td><td>北海道開発 局 北海道</td><td>指定河川地域の水防管理団 体に水防活動を行う必要が あることを警告して発表 (第4章第4項「水防警 報」参照)</td></tr></table>	区 分		種 類	発表機関	摘 要	気象等予報警報 法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報	気象官署	一般向け注意報及び警報の 発表をもって代える (第4章第2項「気象庁が 行う予報及び警報」参照)	洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	洪水注意報・洪水警 報・情報	北海道開発 局 北海道 気象官署 共同	指定河川について、水位又 は流量を示して行う予報 (第4章第3項「洪水予報 河川における洪水予報」参 照)	水防警報 (法第16条)	待機・準備・出動・指 示・解除	北海道開発 局 北海道	指定河川地域の水防管理団 体に水防活動を行う必要が あることを警告して発表 (第4章第4項「水防警 報」参照)	<table><tr><th>区 分</th><th>種 類</th><th>発表機関</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>気象予報警報 法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項</td><td>大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報</td><td>気象官署</td><td>一般向け注意報及び警報の 発表をもって代える (第4章第2項「気象庁が 行う予報及び警報」参照)</td></tr><tr><td>洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項</td><td>注意報・警報・情報</td><td>北海道開発 局 北海道 気象官署 共同</td><td>指定河川について、水位又 は流量を示して行う予報 (第4章第3項「洪水予報 河川における洪水予報」参 照)</td></tr><tr><td>水防警報 (法第16条)</td><td>待機・準備・出動・指 示・解除</td><td>北海道開発 局 北海道</td><td>指定河川地域の水防管理団 体に水防活動を行う必要が あることを警告して発表 (第4章第4項「水防警 報」参照)</td></tr></table>	区 分	種 類	発表機関	摘 要	気象予報警報 法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報	気象官署	一般向け注意報及び警報の 発表をもって代える (第4章第2項「気象庁が 行う予報及び警報」参照)	洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・情報	北海道開発 局 北海道 気象官署 共同	指定河川について、水位又 は流量を示して行う予報 (第4章第3項「洪水予報 河川における洪水予報」参 照)	水防警報 (法第16条)	待機・準備・出動・指 示・解除
区 分	種 類	発表機関	摘 要																														
気象等予報警報 法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報	気象官署	一般向け注意報及び警報の 発表をもって代える (第4章第2項「気象庁が 行う予報及び警報」参照)																														
洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	洪水注意報・洪水警 報・情報	北海道開発 局 北海道 気象官署 共同	指定河川について、水位又 は流量を示して行う予報 (第4章第3項「洪水予報 河川における洪水予報」参 照)																														
水防警報 (法第16条)	待機・準備・出動・指 示・解除	北海道開発 局 北海道	指定河川地域の水防管理団 体に水防活動を行う必要が あることを警告して発表 (第4章第4項「水防警 報」参照)																														
区 分	種 類	発表機関	摘 要																														
気象予報警報 法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報	気象官署	一般向け注意報及び警報の 発表をもって代える (第4章第2項「気象庁が 行う予報及び警報」参照)																														
洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・情報	北海道開発 局 北海道 気象官署 共同	指定河川について、水位又 は流量を示して行う予報 (第4章第3項「洪水予報 河川における洪水予報」参 照)																														
水防警報 (法第16条)	待機・準備・出動・指 示・解除	北海道開発 局 北海道	指定河川地域の水防管理団 体に水防活動を行う必要が あることを警告して発表 (第4章第4項「水防警 報」参照)																														

厚真町地域防災計画 別冊1 厚真町水防計画 令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
16	第4章 第2節 第1項(3)カ 気象庁が発表する特別警報（参考） 警報等の伝達経路及び手段 《洪水の場合》 （二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく水防活動用気象等警報の通知先 ----->放送 ※：NTT東日本には水防活動用気象等注意報の通知は行わない	第4章 第2節 第1項(3)カ 気象庁が発表する特別警報（参考） 警報等の伝達経路及び手段 《洪水の場合》 注：——>は法定伝達経路、----->は放送又は無線	組織改定 北海道計画に整合

厚真町地域防災計画 別冊1 厚真町水防計画 令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
17	第4章 第2節 第1項(3)カ 気象庁が発表する特別警報（参考） 警報等の伝達経路及び手段 《津波の場合》 （二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく大津波警報・警報の通知先 （二重線）は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路は、放送・無線 （※1）：緊急通報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される （※2）：NTT東日本には、大津波警報及び津波警報のみ伝達	第4章 第2節 第1項(3)カ 気象庁が発表する特別警報（参考） 警報等の伝達経路及び手段 《津波の場合》 ※ 気象庁本庁から管区警察局が受ける通知については大津波警報、津波警報に限る。 ※ 管区海上保安本部、管区警察局、NHK 放送局への警報の通知は、地方気象台から行う場合もある。	組織改定 北海道計画に整合

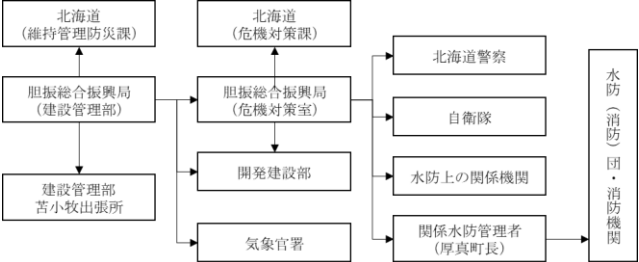
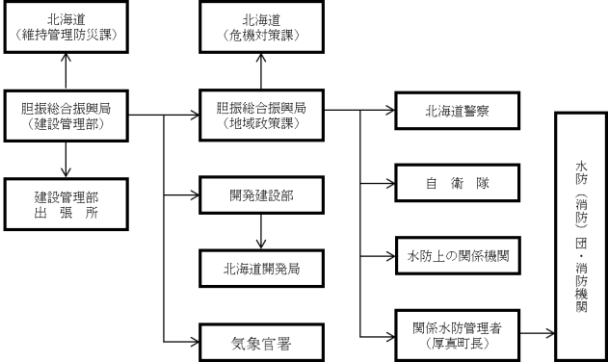
厚真町地域防災計画 別冊1 厚真町水防計画 令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考																						
18	第4章 第3節 洪水予報河川における洪水予報 <table><tr><th>種 類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>氾濫注意情報（洪水注意報）</td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td></tr><tr><td>氾濫警戒情報（洪水警報）</td><td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td></tr><tr><td>氾濫危険情報（洪水警報）</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき</td></tr><tr><td>氾濫発生情報（洪水警報）</td><td>氾濫が発生したとき</td></tr><tr><td><u>氾濫注意情報（警戒情報解除）</u></td><td><u>氾濫危険情報または氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回った時（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、または、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）</u></td></tr></table>	種 類	発表基準	氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき	氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき	<u>氾濫注意情報（警戒情報解除）</u>	<u>氾濫危険情報または氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回った時（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、または、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）</u>	第4章 第3節 洪水予報河川における洪水予報 <table><tr><th>種 類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>氾濫注意情報（洪水注意報）</td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td></tr><tr><td>氾濫警戒情報（洪水警報）</td><td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td></tr><tr><td>氾濫危険情報（洪水警報）</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき</td></tr><tr><td>氾濫発生情報（洪水警報）</td><td>氾濫が発生したとき</td></tr></table>	種 類	発表基準	氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき	氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき	氾濫注意情報（警戒情報解除）の追加
種 類	発表基準																								
氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																								
氾濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																								
氾濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき																								
氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき																								
<u>氾濫注意情報（警戒情報解除）</u>	<u>氾濫危険情報または氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回った時（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、または、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）</u>																								
種 類	発表基準																								
氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																								
氾濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																								
氾濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき																								
氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき																								
18	第4章 第3節 第2項 (1) 洪水予報指定河川 国<u>土交通省</u>と気象庁が共同して洪水予報を行う河川は、次のとおりである。	第4章 第3節 第2項 (1) 洪水予報指定河川 <u>国</u>と気象庁が共同して洪水予報を行う河川は、次のとおりである。	文言修正																						

厚真町地域防災計画 別冊1 厚真町水防計画 令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
19	第4章 第3節 第2項 (2) 洪水予報の伝達経路及び手段 室蘭地方気象台 北海道開発局 防災関係機関 北海道 (建設部維持管理防災課) 北海道 (総務部危機対策課) 胆振総合振興局 (危機対策室) 胆振総合振興局 (建設管理部) 消防庁 NTT東日本(※) NHK放送局 報道機関 水防(消防)団・消防機関 一般住民 水防(厚真町長) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先 -----> は、放送 (※) : NTT東日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。	第4章 第3節 第2項 (2) 洪水予報の伝達経路及び手段 自衛隊 北海道警察 総務省消防庁 北海道 (維持管理防災課) 北海道 (危機管理対策課) 胆振総合振興局 (地域政策課) 札幌管区気象台 空知総合振興局 札幌開発建設部 関係水防管理者 (厚真町長) 水防(消防)団・消防機関 一般住民 NTT東日本 (五反田センタ) NTT西日本 (松山センタ) NTT放送局 報道機関 北海道開発局 開発建設部 注 : —> は法定伝達経路、-----> は放送又は無線	組織改編 北海道計画に整合

厚真町地域防災計画 別冊 1 厚真町水防計画 令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
21	第4章 第4節 第2項 (2) 水位到達情報の伝達経路及び手法 	第4章 第4節 第2項 (2) 水位到達情報の伝達経路及び手法 	組織改正 北海道計画に整合

厚真町地域防災計画 別冊1 厚真町水防計画 令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
22	第4章 第5節 第2項(3) イ 水防警報の伝達経路及び手段 <pre>graph TD; A[北海道開発局] --> B[北海道
(維持管理防災課)]; B --> C[北海道
(危機対策室)]; C --> D[胆振総合振興局
(危機対策室)]; D --> E[胆振総合振興局
(建設管理部)]; D --> F[北海道警察]; D --> G[自衛隊]; D --> H[水防上の関係機関]; D --> I[関係水防管理者
(厚真町長)]; I --> J[水防
(消防)団・消防機関];</pre>	第4章 第5節 第2項(3) イ 水防警報の伝達経路及び手段 <pre>graph TD; A[北海道開発局] --> B[北海道
(維持管理防災課)]; B --> C[北海道
(危機対策課)]; C --> D[胆振総合振興局
(地域政策課)]; D --> E[胆振総合振興局
(建設管理部)]; D --> F[北海道警察]; D --> G[自衛隊]; D --> H[水防上の関係機関]; D --> I[関係水防管理者
(厚真町長)]; I --> J[水防
(消防)団・消防機関];</pre>	組織改正 北海道計画に整合

厚真町地域防災計画 別冊 1 厚真町水防計画 令和 8 年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
23	第 4 章 第 5 節 第 2 項(4) イ 水防警報の伝達経路及び手段 <pre>graph TD A[北海道 (維持管理防災課)] --> B[胆振総合振興局 (建設管理部)] B --> C[建設管理部 苫小牧出張所] B --> D[北海道 (危機対策課)] D --> E[胆振総合振興局 (危機対策室)] E --> F[北海道警察] E --> G[自衛隊] E --> H[水防上の関係機関] E --> I[関係水防管理者 (厚真町長)] F --> J[水防(消防)団・消防機関] G --> J H --> J I --> J</pre>	第 4 章 第 5 節 第 2 項(4) イ 水防警報の伝達経路及び手段 <pre>graph TD A[北海道 (維持管理防災課)] --> B[胆振総合振興局 (建設管理部)] B --> C[建設管理部 出張所] B --> D[北海道 (危機対策課)] D --> E[胆振総合振興局 (地域政策課)] E --> F[北海道警察] E --> G[自衛隊] E --> H[水防上の関係機関] E --> I[関係水防管理者 (厚真町長)] F --> J[水防(消防)団・消防機関] G --> J H --> J I --> J</pre>	組織改正 北海道計画に整合

厚真町地域防災計画 別冊1 厚真町水防計画 令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考																											
24 ～ 25	第4章 第5節 第3項 (1) 種類及び発令基準 <u>知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、または知事が指定した海岸・河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。</u> 水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。<u>なお、水防警報「待機」は、気象庁の津波警報が発表された場合、その発表時刻と同時に発表したものとする。</u> ただし、<u>情報収集</u>は次のア～ウのように活動可能時間がとれる場合にのみ発表する。 ア 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時刻」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」がとれる場合 イ 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合 ウ 遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th><th>発令基準</th></tr><tr><td>情報収集</td><td>水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの</td><td>日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来おそれ否定できないとき</td></tr><tr><td><u>待 機</u></td><td><u>水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの</u></td><td><u>津波警報が発表される等必要と認められるとき</u></td></tr><tr><td>出 動</td><td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの</td><td>津波警報及び津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき</td></tr><tr><td>解 除</td><td>水防活動の必要が解消した旨を通告するもの</td><td>巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする状況が解消したと認めるとき</td></tr></table>	種 類	内 容	発令基準	情報収集	水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの	日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来おそれ否定できないとき	<u>待 機</u>	<u>水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの</u>	<u>津波警報が発表される等必要と認められるとき</u>	出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報及び津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき	解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする状況が解消したと認めるとき	第4章 第5節 第3項 (1) 種類及び発令基準 水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。ただし、次のア～ウのように活動可能時間がとれる場合にのみ発表する。 ア 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時刻」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」がとれる場合 イ 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合 ウ 遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th><th>発令基準</th></tr><tr><td>情報収集</td><td>水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの</td><td>日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来おそれ否定できないとき</td></tr><tr><td>出 動</td><td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの</td><td>津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき</td></tr><tr><td>解 除</td><td>水防活動の必要が解消した旨を通告するもの</td><td>津波警報等が解除されたときまたは水防活動の必要があると認められなくなったとき</td></tr></table>	種 類	内 容	発令基準	情報収集	水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの	日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来おそれ否定できないとき	出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき	解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	津波警報等が解除されたときまたは水防活動の必要があると認められなくなったとき	種類名称の変更
種 類	内 容	発令基準																												
情報収集	水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの	日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来おそれ否定できないとき																												
<u>待 機</u>	<u>水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの</u>	<u>津波警報が発表される等必要と認められるとき</u>																												
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報及び津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき																												
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする状況が解消したと認めるとき																												
種 類	内 容	発令基準																												
情報収集	水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの	日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来おそれ否定できないとき																												
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき																												
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	津波警報等が解除されたときまたは水防活動の必要があると認められなくなったとき																												
27	第5章第1節 2 水位の通報 道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」<u>ウェブサイト</u>に掲載することにより関係機関に通報する。	第5章第1節 2 水位の通報 道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」<u>ホームページ</u>に掲載することにより関係機関に通報する。	文言修正																											

厚真町地域防災計画 別冊1 厚真町水防計画 令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
27	第5章第1節 3 水位の公表 道及び北海道開発局は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」ウェブサイトに掲載することにより常時公表される。 情報システムによる河川水位の観測情報は、最短10分ごとに速報値として更新されている。 水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるとときの公表は、前記ウェブサイトに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行われる。	第5章第1節 3 水位の公表 道及び北海道開発局は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表される。 情報システムによる河川水位の観測情報は、最短10分ごとに速報値として更新されている。 水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるとときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行われる。	文言修正
27	第5章第1節 4 障害時の処置 道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が、回線途絶等の事由により上記ウェブサイトに観測値を掲載できないときは、速やかに障害等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、同ウェブサイトのお知らせ画面へ欠測となることを掲載し、水位等通報系統図に定める関係機関に通報する。	第5章第1節 4 障害時の処置 道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、速やかに障害等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、同ホームページのお知らせ画面へ欠測となることを掲載し、水位等通報系統図に定める関係機関に通報する。	文言修正
28	第5章第1節 5 水位等通報系統図 (注) ——— 通常の経路 必要に応じ通報 - - - - - 障害時	第5章第1節 5 水位等通報系統図 (注) ——— 通常の経路 必要に応じ通報 - - - - - 障害時	組織改正

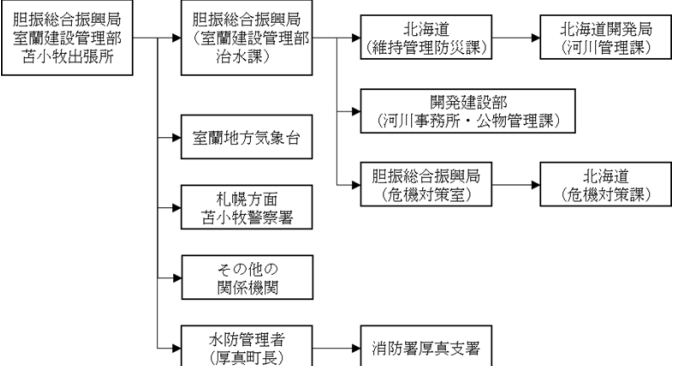
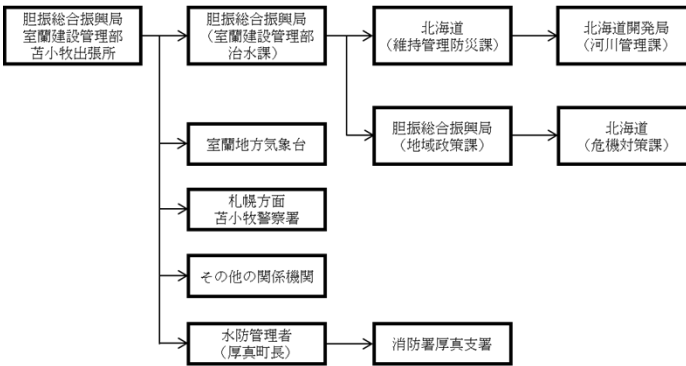
厚真町地域防災計画 別冊1 厚真町水防計画 令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考												
29	第6章 第1節 1 気象情報 <table><tr><th>名 称</th><th>URL</th><th>提供情報</th></tr><tr><td>あなたの町の防災情報 【気象庁】</td><td>https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=class20s&area_code=0158100&pattern=default</td><td>気象警報・注意報、アメダス、雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td></tr></table>	名 称	URL	提供情報	あなたの町の防災情報 【気象庁】	https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=class20s&area_code=0158100&pattern=default	気象警報・注意報、アメダス、雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	第6章 第1節 1 気象情報 <table><tr><th>名 称</th><th>ホームページアドレス</th><th>提供情報</th></tr><tr><td>あなたの町の防災情報 【気象庁】</td><td>https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=class20s&area_code=0158100&pattern=default</td><td>気象警報・注意報、アメダス、雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td></tr></table>	名 称	ホームページアドレス	提供情報	あなたの町の防災情報 【気象庁】	https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=class20s&area_code=0158100&pattern=default	気象警報・注意報、アメダス、雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	文言修正
名 称	URL	提供情報													
あなたの町の防災情報 【気象庁】	https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=class20s&area_code=0158100&pattern=default	気象警報・注意報、アメダス、雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）													
名 称	ホームページアドレス	提供情報													
あなたの町の防災情報 【気象庁】	https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=class20s&area_code=0158100&pattern=default	気象警報・注意報、アメダス、雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）													
30	2 雨量・河川水位 <table><tr><th>名 称</th><th>URL</th><th>提供情報</th></tr><tr><td>川の防災情報 【国土交通省】</td><td>【PC版】 http://www.river.go.jp/ 【スマートフォン版】 http://river.go.jp/s/ 【携帯版】 http://i.river.go.jp/</td><td>河川水位、ダム水位、雨量、ライブカメラ情報等</td></tr></table>	名 称	URL	提供情報	川の防災情報 【国土交通省】	【PC版】 http://www.river.go.jp/ 【スマートフォン版】 http://river.go.jp/s/ 【携帯版】 http://i.river.go.jp/	河川水位、ダム水位、雨量、ライブカメラ情報等	2 雨量・河川水位 <table><tr><th>名 称</th><th>ホームページアドレス</th><th>提供情報</th></tr><tr><td>川の防災情報 【国土交通省】</td><td>【PC版】 http://www.river.go.jp/ 【スマートフォン版】 http://river.go.jp/s/ 【携帯版】 http://i.river.go.jp/</td><td>河川水位、ダム水位、雨量、ライブカメラ情報等</td></tr></table>	名 称	ホームページアドレス	提供情報	川の防災情報 【国土交通省】	【PC版】 http://www.river.go.jp/ 【スマートフォン版】 http://river.go.jp/s/ 【携帯版】 http://i.river.go.jp/	河川水位、ダム水位、雨量、ライブカメラ情報等	文言修正
名 称	URL	提供情報													
川の防災情報 【国土交通省】	【PC版】 http://www.river.go.jp/ 【スマートフォン版】 http://river.go.jp/s/ 【携帯版】 http://i.river.go.jp/	河川水位、ダム水位、雨量、ライブカメラ情報等													
名 称	ホームページアドレス	提供情報													
川の防災情報 【国土交通省】	【PC版】 http://www.river.go.jp/ 【スマートフォン版】 http://river.go.jp/s/ 【携帯版】 http://i.river.go.jp/	河川水位、ダム水位、雨量、ライブカメラ情報等													
30	3 潮位・波高 <table><tr><th>名 称</th><th>URL</th><th>提供情報</th></tr><tr><td>ナウファス（全国港湾沿岸波浪情報網） 【国土交通省】</td><td>【PC 版】 http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/ 【スマートフォン・携帯版】 http://nowphas.mlit.go.jp</td><td>波浪情報</td></tr></table>	名 称	URL	提供情報	ナウファス（全国港湾沿岸波浪情報網） 【国土交通省】	【PC 版】 http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/ 【スマートフォン・携帯版】 http://nowphas.mlit.go.jp	波浪情報	3 潮位・波高 <table><tr><th>名 称</th><th>ホームページアドレス</th><th>提供情報</th></tr><tr><td>ナウファス（全国港湾沿岸波浪情報網） 【国土交通省】</td><td>【PC 版】 http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/ 【スマートフォン・携帯版】 http://nowphas.mlit.go.jp</td><td>波浪情報</td></tr></table>	名 称	ホームページアドレス	提供情報	ナウファス（全国港湾沿岸波浪情報網） 【国土交通省】	【PC 版】 http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/ 【スマートフォン・携帯版】 http://nowphas.mlit.go.jp	波浪情報	文言修正
名 称	URL	提供情報													
ナウファス（全国港湾沿岸波浪情報網） 【国土交通省】	【PC 版】 http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/ 【スマートフォン・携帯版】 http://nowphas.mlit.go.jp	波浪情報													
名 称	ホームページアドレス	提供情報													
ナウファス（全国港湾沿岸波浪情報網） 【国土交通省】	【PC 版】 http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/ 【スマートフォン・携帯版】 http://nowphas.mlit.go.jp	波浪情報													

厚真町地域防災計画 別冊1 厚真町水防計画 令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
31	第6章 第2節 4 記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、</u> <u>キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。</u> この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。	第6章 第2節 4 記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。</u> この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。	北海道計画と整合
31	5 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に <u>（削除）</u> 発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が <u>（削除）</u> 発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。	5 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に <u>天気予報の対象地域と同じ発表単位</u> で発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が <u>天気予報の対象地域と同じ発表単位</u> で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。	北海道計画と整合

厚真町地域防災計画 別冊1 厚真町水防計画 令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
32	第7章 第1節 3 連絡系統図 	第7章 第1節 3 連絡系統図 	組織改正
37	第8章 第3節 電気通信設備の優先利用等 法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長またはこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、または次に掲げる専用通信施設を使用することができる。 (1) 北海道総合行政情報ネットワーク (2) 北海道警察本部通信施設 (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設 (4) 北海道電力株式会社・<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>通信施設	第8章 第3節 電気通信設備の優先利用等 法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長またはこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、または次に掲げる専用通信施設を使用することができる。 (1) 北海道総合行政情報ネットワーク (2) 北海道警察本部通信施設 (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設 (4) 北海道電力株式会社通信施設	組織改正

厚真町地域防災計画 別冊1 厚真町水防計画 令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考																																																																																																																																																																																																									
38	第9章 第1節 1 水防倉庫及び水防資機材 町は、 <u>厚真町防災備蓄倉庫</u> に重要水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量を備えておくものとする。	第9章 第1節 1 指定水防管理団体の水防倉庫及び水防資器材 町は、 <u>重要水防箇所に必要に応じて水防倉庫または代用備蓄場を整備し</u> 、重要水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量を備えておくものとする。	厚真町防災備蓄倉庫の新設																																																																																																																																																																																																									
38	第9章 第1節 3 町の水防資機材 町は、水防活動に必要な水防資器材を備蓄するものとし、備蓄資器材の使用または損傷・劣化等により、不足を生じた場合は直ちに補充しておく。 町の現有水防資器材の備蓄状況は、次の「水防資器材一覧」のとおりである。 <table><tr><th>連番</th><th>品目</th><th>単位</th><th>数</th><th>保管場所</th></tr><tr><td>1</td><td>麻袋・土のう袋類</td><td>袋</td><td>28,000</td><td>厚真町防災備蓄倉庫</td></tr><tr><td>2</td><td>ビニールシート・布シート（蓆）</td><td>枚</td><td>3</td><td>厚真町防災備蓄倉庫</td></tr><tr><td>3</td><td>トンパック</td><td>袋</td><td>100</td><td>厚真町防災備蓄倉庫</td></tr><tr><td>4</td><td>掛矢</td><td>丁</td><td>2</td><td>厚真町防災備蓄倉庫</td></tr><tr><td>5</td><td>スコップ</td><td>丁</td><td>87</td><td>厚真町防災備蓄倉庫</td></tr><tr><td>6</td><td>鉋</td><td>丁</td><td>9</td><td>厚真町防災備蓄倉庫</td></tr><tr><td>7</td><td>一輪車</td><td>台</td><td>9</td><td>厚真町防災備蓄倉庫</td></tr><tr><td>8</td><td>照明器具</td><td>台</td><td>4</td><td>厚真町防災備蓄倉庫</td></tr></table>	連番	品目	単位	数	保管場所	1	麻袋・土のう袋類	袋	28,000	厚真町防災備蓄倉庫	2	ビニールシート・布シート（蓆）	枚	3	厚真町防災備蓄倉庫	3	トンパック	袋	100	厚真町防災備蓄倉庫	4	掛矢	丁	2	厚真町防災備蓄倉庫	5	スコップ	丁	87	厚真町防災備蓄倉庫	6	鉋	丁	9	厚真町防災備蓄倉庫	7	一輪車	台	9	厚真町防災備蓄倉庫	8	照明器具	台	4	厚真町防災備蓄倉庫	第9章 第1節 3 町の水防資機材 町は、水防活動に必要な水防資器材を備蓄するものとし、備蓄資器材の使用または損傷・劣化等により、不足を生じた場合は直ちに補充しておく。 町の現有水防資器材の備蓄状況は、次の「水防資器材一覧」のとおりである。 <table><tr><th>連番</th><th>品名</th><th>単位</th><th colspan="2">保有数</th><th>保管場所</th></tr><tr><td>1</td><td>コードリール BR-331</td><td>個</td><td>7</td><td>7</td><td>水防倉庫</td></tr><tr><td>2</td><td>パラストレス水銀灯 屋外型30×5m付 110V 500W</td><td>個</td><td>4</td><td>4</td><td>水防倉庫</td></tr><tr><td>3</td><td>マルチスタンド</td><td>台</td><td>4</td><td>4</td><td>水防倉庫</td></tr><tr><td>4</td><td>一輪車 浅型</td><td>台</td><td></td><td>4</td><td>水防倉庫×2 旧富野小×2</td></tr><tr><td>5</td><td>一輪車 深型</td><td></td><td></td><td>5</td><td>旧富野小</td></tr><tr><td>6</td><td>ショベル 丸</td><td>本</td><td></td><td>79</td><td>水防倉庫 ×69 旧富野小 ×10</td></tr><tr><td>7</td><td>ショベル 角</td><td>本</td><td></td><td>11</td><td>水防倉庫×1 旧富野小 ×10</td></tr><tr><td>8</td><td>掛矢</td><td>本</td><td></td><td>2</td><td>水防倉庫</td></tr><tr><td>9</td><td>鉋</td><td>本</td><td></td><td>9</td><td>水防倉庫</td></tr><tr><td>10</td><td>北海道のう（白）（1箱200枚入）</td><td>枚</td><td>70</td><td>1400 0</td><td>水防倉庫</td></tr><tr><td>11</td><td>土のう（白）</td><td>枚</td><td></td><td>1080 0</td><td>水防倉庫</td></tr><tr><td>12</td><td>対候性大型土のう（タシマ）1100×1100（1梱包5枚入）</td><td>枚</td><td>20</td><td>100</td><td>水防倉庫</td></tr><tr><td>13</td><td>木杭（1.8m）</td><td>本</td><td></td><td>224</td><td>水防倉庫</td></tr><tr><td>14</td><td>ブルーシート #3000 5.4m×7.2m</td><td>枚</td><td></td><td>3</td><td>水防倉庫</td></tr><tr><td>15</td><td>ブルーシート #3000 4.5m×5.4m</td><td>枚</td><td></td><td>88</td><td>旧富野小</td></tr><tr><td>16</td><td>ブルーシート #3000 7.2m×9.0m</td><td>枚</td><td></td><td>58</td><td>旧富野小</td></tr><tr><td>17</td><td>ブルーシート #3000 10.0m×10.0m</td><td>枚</td><td></td><td>4</td><td>旧富野小</td></tr><tr><td>18</td><td>ブルーシート #3400 3.5m×5.3m</td><td>枚</td><td></td><td>2</td><td>旧富野小</td></tr><tr><td>19</td><td>ブルーシート #3400 3.6m×5.4m</td><td>枚</td><td></td><td>4</td><td>旧富野小</td></tr><tr><td>20</td><td>ブルーシート #3400 7.9m×9.0m</td><td>枚</td><td></td><td>1</td><td>旧富野小</td></tr><tr><td>21</td><td>小型船舶用救命胴衣 オートフローティング-II型</td><td>着</td><td></td><td>85</td><td>水防倉庫 ×20 旧富野小 ×40 旧母子センター ×5</td></tr><tr><td>22</td><td>竈口</td><td>本</td><td></td><td>12</td><td>水防倉庫</td></tr><tr><td>23</td><td>軍管 3m</td><td>本</td><td></td><td>5</td><td>水防倉庫</td></tr><tr><td>24</td><td>胴長</td><td>着</td><td></td><td>3</td><td>水防倉庫</td></tr><tr><td>25</td><td>ヘルメット</td><td>個</td><td>2</td><td>135</td><td>水防倉庫</td></tr></table>	連番	品名	単位	保有数		保管場所	1	コードリール BR-331	個	7	7	水防倉庫	2	パラストレス水銀灯 屋外型30×5m付 110V 500W	個	4	4	水防倉庫	3	マルチスタンド	台	4	4	水防倉庫	4	一輪車 浅型	台		4	水防倉庫×2 旧富野小×2	5	一輪車 深型			5	旧富野小	6	ショベル 丸	本		79	水防倉庫 ×69 旧富野小 ×10	7	ショベル 角	本		11	水防倉庫×1 旧富野小 ×10	8	掛矢	本		2	水防倉庫	9	鉋	本		9	水防倉庫	10	北海道のう（白）（1箱200枚入）	枚	70	1400 0	水防倉庫	11	土のう（白）	枚		1080 0	水防倉庫	12	対候性大型土のう（タシマ）1100×1100（1梱包5枚入）	枚	20	100	水防倉庫	13	木杭（1.8m）	本		224	水防倉庫	14	ブルーシート #3000 5.4m×7.2m	枚		3	水防倉庫	15	ブルーシート #3000 4.5m×5.4m	枚		88	旧富野小	16	ブルーシート #3000 7.2m×9.0m	枚		58	旧富野小	17	ブルーシート #3000 10.0m×10.0m	枚		4	旧富野小	18	ブルーシート #3400 3.5m×5.3m	枚		2	旧富野小	19	ブルーシート #3400 3.6m×5.4m	枚		4	旧富野小	20	ブルーシート #3400 7.9m×9.0m	枚		1	旧富野小	21	小型船舶用救命胴衣 オートフローティング-II型	着		85	水防倉庫 ×20 旧富野小 ×40 旧母子センター ×5	22	竈口	本		12	水防倉庫	23	軍管 3m	本		5	水防倉庫	24	胴長	着		3	水防倉庫	25	ヘルメット	個	2	135	水防倉庫	道計画記載項目に整合
連番	品目	単位	数	保管場所																																																																																																																																																																																																								
1	麻袋・土のう袋類	袋	28,000	厚真町防災備蓄倉庫																																																																																																																																																																																																								
2	ビニールシート・布シート（蓆）	枚	3	厚真町防災備蓄倉庫																																																																																																																																																																																																								
3	トンパック	袋	100	厚真町防災備蓄倉庫																																																																																																																																																																																																								
4	掛矢	丁	2	厚真町防災備蓄倉庫																																																																																																																																																																																																								
5	スコップ	丁	87	厚真町防災備蓄倉庫																																																																																																																																																																																																								
6	鉋	丁	9	厚真町防災備蓄倉庫																																																																																																																																																																																																								
7	一輪車	台	9	厚真町防災備蓄倉庫																																																																																																																																																																																																								
8	照明器具	台	4	厚真町防災備蓄倉庫																																																																																																																																																																																																								
連番	品名	単位	保有数		保管場所																																																																																																																																																																																																							
1	コードリール BR-331	個	7	7	水防倉庫																																																																																																																																																																																																							
2	パラストレス水銀灯 屋外型30×5m付 110V 500W	個	4	4	水防倉庫																																																																																																																																																																																																							
3	マルチスタンド	台	4	4	水防倉庫																																																																																																																																																																																																							
4	一輪車 浅型	台		4	水防倉庫×2 旧富野小×2																																																																																																																																																																																																							
5	一輪車 深型			5	旧富野小																																																																																																																																																																																																							
6	ショベル 丸	本		79	水防倉庫 ×69 旧富野小 ×10																																																																																																																																																																																																							
7	ショベル 角	本		11	水防倉庫×1 旧富野小 ×10																																																																																																																																																																																																							
8	掛矢	本		2	水防倉庫																																																																																																																																																																																																							
9	鉋	本		9	水防倉庫																																																																																																																																																																																																							
10	北海道のう（白）（1箱200枚入）	枚	70	1400 0	水防倉庫																																																																																																																																																																																																							
11	土のう（白）	枚		1080 0	水防倉庫																																																																																																																																																																																																							
12	対候性大型土のう（タシマ）1100×1100（1梱包5枚入）	枚	20	100	水防倉庫																																																																																																																																																																																																							
13	木杭（1.8m）	本		224	水防倉庫																																																																																																																																																																																																							
14	ブルーシート #3000 5.4m×7.2m	枚		3	水防倉庫																																																																																																																																																																																																							
15	ブルーシート #3000 4.5m×5.4m	枚		88	旧富野小																																																																																																																																																																																																							
16	ブルーシート #3000 7.2m×9.0m	枚		58	旧富野小																																																																																																																																																																																																							
17	ブルーシート #3000 10.0m×10.0m	枚		4	旧富野小																																																																																																																																																																																																							
18	ブルーシート #3400 3.5m×5.3m	枚		2	旧富野小																																																																																																																																																																																																							
19	ブルーシート #3400 3.6m×5.4m	枚		4	旧富野小																																																																																																																																																																																																							
20	ブルーシート #3400 7.9m×9.0m	枚		1	旧富野小																																																																																																																																																																																																							
21	小型船舶用救命胴衣 オートフローティング-II型	着		85	水防倉庫 ×20 旧富野小 ×40 旧母子センター ×5																																																																																																																																																																																																							
22	竈口	本		12	水防倉庫																																																																																																																																																																																																							
23	軍管 3m	本		5	水防倉庫																																																																																																																																																																																																							
24	胴長	着		3	水防倉庫																																																																																																																																																																																																							
25	ヘルメット	個	2	135	水防倉庫																																																																																																																																																																																																							

頁

改訂案

現行

備考

第10章 第1節

1 町の非常配備

区分	設置	責任者及び配備要員	配備基準	任務
注意配備	災害対策連絡本部	正：情報防災担当参事 副：総務課長 委員：情報防災G 総務人事G まちづくり推進課長 企画調整G（広報） 地区連絡員	1 気象警報が発表または発表が予測される場合、（暴風・暴風警報の海上のみの発表を除く） (1) 早期注意情報（警報級の可能性） (2) 府県気象情報等により、今後大雨が降ると予測 (3) 台風が町に影響するおそれがある場合（台風説明会の実施） 2 降雨、降雪、河川の推移等の状況により注意が必要となるとき。 (1) 土砂・浸水・洪水キキル（警報の危険度分布）が警戒レベル2相当（注意）となった場合 3 津波警報が発表されたとき。 4 その他必要により防災担当参事または総務課長が注意配備を指示したとき。	＜情報の収集、関係機関との連絡等＞ 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 気象状況に応ずる見積・対策 5 注意情報の公表
第1種非常配備	非常警戒本部	正：副町長 副：情報防災担当参事 委員：総務課長 情報防災G 総務人事G まちづくり推進課 生涯学習課 建設課 産業経済課 住民課 地区連絡員	1 震度4の地震が発生したとき。 2 津波注意報が発表されたとき。 3 北海道・三陸沖後奥地気象注意情報が発表されたとき。 4 台風の接近・前線等低気圧の影響で被害の発生が予想されるとき。 (1) 早期注意情報（警報級の可能性）が大雨「中」または「高」の発表 (2) 府県気象情報等により、今後大雨、大雪、暴風等が予測 (3) 室蘭地方気象台から気象警報が発表され、被害の発生が予想されるとき。 (1) 土砂・浸水・洪水キキル（警報の危険度分布）が警戒レベル3相当（警戒）となった場合 6 高齢者等避難を発令する必要があるとき。 7 その他必要により副町長が当該非常配備を指示したとき。	＜情報の収集、関係機関との連絡、応急措置等＞ 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 注意・警戒情報の公表 5 気象状況に応ずる見積・対策 6 被害状況の把握及びその対策・処置
第2種非常配備	災害対策本部	正：本部長 副：副本部長 委員：全職員 避難施設管理者	1 震度5弱または5強の地震が発生したとき。 2 津波警報が発表されたとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 避難指示を発令する必要があるとき。 (1) 土砂・浸水・洪水キキル（警報の危険度分布）が警戒レベル4相当（危険）となった場合 5 局地的な災害の発生が予想される場合または災害が発生したとき。 6 その他必要により本部長が当該非常配備を指示したとき。	＜情報の収集、関係機関との連絡、応急措置等＞ 1 災害・気象状況の情報収集 2 注意・警戒情報の公表 3 関係機関との連絡、支援・協力要請 4 被害見積・対応要領検討 5 被害状況の把握及び処置・対策 6 災害処置・二次災害防止対応等
第3種非常配備	災害対策本部	正：本部長 副：副本部長 委員：全職員 避難施設管理者	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 大津波警報が発表されたとき。 3 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表されたとき。 (1) 土砂・浸水・洪水キキル（警報の危険度分布）が警戒レベル5相当（災害切迫）となった場合 4 広域にわたる災害の発生が予想される場合または被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 5 予想されない重大な災害が発生したとき。	＜災害業務全般の実施＞ 1 災害・気象状況の情報収集 2 注意・警戒情報の公表 3 関係機関との連絡、支援・協力要請 4 被害見積・対応要領検討 5 被害状況の把握及び処置・対策 6 災害処置・二次災害防止対応等

第10章 第1節

1 町の非常配備

区分	設置	責任者及び配備要員	配備基準	活動内容
注意配備	災害対策連絡本部	正：防災担当理事 副委員：防災G 総務人事G まちづくり推進課長 企画調整G（広報） 地区連絡員	1 気象警報が発表又は発表が予測される場合 2 降雨、降雪、河川の推移等の状況により注意が必要となるとき。 3 その他必要により防災担当理事が注意配備を指示したとき。	● 情報の収集、関係機関との連絡等 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 気象状況に応ずる見積・対策 5 注意情報の公表（町民への広報等）
第1種非常配備	非常警戒本部	正：副町長 副委員：防災担当理事 防災G 総務人事G まちづくり推進課 生涯学習課 建設課 産業経済課 住民課 避難施設管理者 地区連絡員	1 震度4の地震が発生したとき。 2 津波注意報が発表されたとき。 3 台風の接近等で被害の発生が予想されるとき 4 室蘭地方気象台から気象警報が発表され、被害の発生が予想されるとき。 5 高齢者等避難を発令する必要があるとき。 6 その他必要により副町長が当該非常配備を指示したとき。	● 情報の収集、関係機関との連絡、応急措置等 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 注意・警戒情報の公表（町民への広報等） 5 気象状況に応ずる見積・対策 6 水防活動 7 被害状況の把握及びその対策・処置
第2種非常配備	災害対策本部	正：本部長 副：副本部長 委員：全職員	1 震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 津波警報が発表されたとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 避難指示を発令する必要があるとき。 5 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 6 その他必要により本部長が当該非常配備を指示したとき。	● 情報の収集、関係機関との連絡、応急措置等 1 災害・気象状況の情報収集 2 注意・警戒情報の公表 3 関係機関との連絡、支援・協力要請 4 被害見積・対応要領検討 5 被害状況の把握及び処置・対策 6 災害処置・二次災害防止対応等
第3種非常配備	災害対策本部	正：本部長 副：副本部長 委員：全職員	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 大津波警報が発表されたとき。 3 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表されたとき。 4 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 5 予想されない重大な災害が発生したとき。	● 災害業務全般の実施 1 災害・気象状況の情報収集 2 注意・警戒情報の公表 3 関係機関との連絡、支援・協力要請 4 被害見積・対応要領検討 5 被害状況の把握及び処置・対策 6 災害処置・二次災害防止対応等

本編に整合

40

厚真町地域防災計画 別冊1 厚真町水防計画 令和8年度改訂案 新旧対照表

頁	改訂案	現行	備考
44	第10章 第7節 2 堤防等の決壊・越水等通報系統図	第10章 第7節 2 堤防等の決壊・越水等通報系統図	組織改正
45	3 以上かつ重大な状況におけるダムの通報系統図	3 以上かつ重大な状況におけるダムの通報系統図	組織改正